鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥栖市広報紙（以下「市報」という。）及び鳥栖市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載の基準）

第２条　次の各号のいずれかに該当する広告は、市報及びホームページに掲載しない。

⑴　次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に該当するもの

ウ　その他市報に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

⑵　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

⑶　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

⑷　人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

⑸　政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの

⑹　意見広告又は名刺広告

⑺　その他掲載することが不適当と市長が認めるもの

（市報に掲載する広告の位置）

第３条　市報に掲載する広告の位置は、各ページの最下段とする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、市報の編集上支障があると認めるときは、掲載する広告の位置を変更することができる。

（ホームページに掲載する広告の位置）

第４条　ホームページに掲載する広告は第１階層又は第２階層に上段左から右の順に掲載することとし、空きが出た場合は順次左に詰めるものとする。

（広告の規格及び掲載料）

第５条　広告の規格及び掲載料は、市報については別表第１、ホームページについては別表第２のとおりとする。

（広告掲載の申請及び決定）

第６条　広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、市報については鳥栖市広報紙広告掲載申請書（様式第１号）を、ホームページについては鳥栖市ホームページ広告掲載申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、その結果を市報については鳥栖市広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書（様

式第３号）により、ホームページについては鳥栖市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　広告掲載の順位は、受付順とする。

（市報に掲載する広告の掲載期間等）

第７条　市報に広告を掲載する期間は、１号単位とし、申請１件当たり６号を限度とする。

２　広告主は、同一号において複数の広告を掲載することができない。

（ホームページに掲載する広告の掲載期間）

第８条　ホームページに広告を掲載する期間は、１月単位とし、１申請当たり１２月を限度とする。

２　広告主は、同一月の同一ページにおいて複数の広告を掲載することができない。

（鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告審査委員会）

第９条　市長は、第６条第２項の審査を行うため、庁内に鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は政策部長、情報政策課長、財政課長及び商工観光課長の職にある者をもって充て、委員長は政策部長とする。

３　委員長に事故あるときは、情報政策課長である委員がその職務を代理する。

（広告原稿の作成及び提出）

第１０条　広告原稿は、市長が指定する方法により申請者の負担で作成し、市長が指定する期日までに電子媒体により提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第１１条　広告の掲載の決定を受けた申請者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第１２条　既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

（広告の内容の責任）

第１３条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

⑴　広告主が指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合

⑵　広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

⑶　広告の掲載が決定した後、広告主又は広告内容が不適当と判明した場合

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（鳥栖市ホームページ広告掲載基準の廃止）

２　鳥栖市ホームページ広告掲載基準（平成１７年１月４日施行）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥栖市ホームページ広告掲載基準第８条第２項の規定により広告掲載の決定を受けている者は、第６条２項の規定により広告掲載の決定を受けた者とみなす。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年７月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１

鳥栖市広報紙有料広告掲載の規格及び掲載料

枠	規格（天地×左右）	掲載料（１号当たり）
全枠	４６．５ミリメートル×１７４．４ミリメートル	２０，０００円
半枠	４６．５ミリメートル×８７．２ミリメートル	１２，０００円

備考

１　３号以上にわたって広告掲載の申請をする場合は、この表に定める額から次に掲げる額を減額するものとする。ただし、一括納付に限る。

⑴　３号以上５号以下の場合

掲載料（１号当たり）の５パーセントの額に掲載号数を乗じた額

⑵　６号の場合

掲載料（１号当たり）の１０パーセントの額に掲載号数を乗じた額

２　広告の枠内右上に、天地３ミリメートル、左右７ミリメートルの大きさで広告と表示しなければならない。

別表第２

鳥栖市ホームページ有料広告掲載規格及び掲載料

規　格	掲載料（月額）	
⑴　天地５０ピクセル ⑵　左右１５０ピクセル ⑶　ＧＩＦ形式（アニメーション及び透過ＧＩＦは不可）	第１階層	１０，０００円
	第２階層	５，０００円

備考

３月以上にわたって広告掲載の申請をする場合は、この表に定める額から次に掲げる額を減額するものとする。ただし、一括納付に限る。

⑴　３月以上５月以内の場合

　掲載料（月額）の５パーセントの額に掲載月を乗じた額

⑵　６月以上の場合

　掲載料（月額）の１０パーセントの額に掲載月を乗じた額

様式第１号

年　　月　　日

鳥栖市長　　様

申請者　住　所
氏　名
（団体名）
電話番号
E-mail アドレス

鳥栖市広報紙広告掲載申請書

鳥栖市広報紙に広告の掲載を希望しますので、鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告掲載取扱要綱第６条第１項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１　掲載する広告
業種（　　　　　　　　　　）　内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　広告掲載の希望号
掲載回数　　　回（希望する月に〇をつけてください。最大６号まで）

５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月

３　広告の大きさ（□にレ点を記入してください）
□　全枠（天地４６．５ミリ×１７４．４ミリ）２０，０００円
□　半枠（天地４６．５ミリ×８７．２ミリ）　１２，０００円

４　掲載料
（　　　　）×（　　　）－（　　　　）×（　　）／１００×（　　　）＝　　　　　　円
広告枠の金額×号数　－　広告枠の金額×割引率／１００×号数　＝掲載料

※申請状況又は広報紙の編集の都合上、希望月に掲載できない場合があります。

様式第２号

年　　月　　日

鳥栖市長　　様

申請者　住　所
氏　名
（団体名）
電話番号
E-mail アドレス

鳥栖市ホームページ広告掲載申請書

鳥栖市ホームページに広告の掲載を希望しますので、鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告掲載取扱要綱第６条第１項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

業務・活動内容 （具体的に）
リンク先ＵＲＬ

掲載場所	掲載数	掲載期間	月単価	合　計
第１階層		月～　月（　　月）	１０，０００円	円
第２階層 （　　）	箇所	月～　月（　　月）	５，０００円	円
割　引	（　　　）×（　）×（　　）／１００×（　　） 月単価×箇所×割引率／１００×月数			－　　　円
合　計	箇所			円

様式第３号

年　　月　　日

様

鳥栖市長　　　　　　　印

鳥栖市広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鳥栖市広報紙広告掲載について、下記のとおり掲載（不掲載）を決定したので、鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告掲載取扱要綱第６条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　掲載号
掲載回数　　　回

５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月

２　広告の大きさ
□　全枠（天地４６．５ミリ×１７４．４ミリ）
□　半枠（天地４６．５ミリ×８７．２ミリ）

３　掲載料
（　　　）×（　　　）－（　　　）×（　）／１００×（　　）＝　　　　円
広告枠の金額×号数　－　広告枠の金額×割引率／１００×号数　＝掲載料

４　掲載料の納入期限
年　　月　　日（※別途納付書で納付してください。）

５　不掲載の理由（不掲載の場合のみ）

様式第４号

年　　月　　日

様

鳥栖市長　　　　　　　印

鳥栖市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鳥栖市ホームページ広告掲載について、下記のとおり掲載（不掲載）を決定したので、鳥栖市広報紙及びホームページ有料広告掲載取扱要綱第６条第２項の規定に基づき通知します。

記

掲載期間	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月（計　　月）
広告内容	
広告掲載料金	□第１階層（トップページ） １０，０００円×　　月－１０，０００×（割引率）／１００×　　月 ＝　　　　　円 □第２階層（　　　　　　　　　） ５，０００円×　　月－５，０００×（割引率）／１００×　　月 ＝　　　　　円 総合計　　　　　　　円 ※上記の金額は、市が指定する方法で納めてください。